

災 害 事 例

事例コード | 201802

2018年（平成30年） 北海道胆振東部地震

1. 災害の概要

(1) 災害の概要

① 発生日時

平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分

② 震源及び規模

震源地：北海道胆振地方中東部（北緯 42.7 度、東経 142.0 度）

規模：マグニチュード 6.7（暫定値）

震源の深さ：37km（暫定値）

③ 各市町村の最大震度

表 各市町村の最大震度

震度	地名
震度 7	厚真町
震度 6 強	安平町、むかわ町
震度 6 弱	札幌市東区、千歳市、日高町、平取町
震度 5 強	札幌市清田区、白石区、手稲区、北区、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町
震度 5 弱	札幌市厚別区、豊平区、西区、函館市、室蘭市、岩見沢市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、新篠津村、南幌町、由仁町、栗山町、白老町

(出典) 内閣府「平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」(平成 31 年 1 月 28 日現在) より

④ 地震の発生状況

平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分、北海道胆振地方中東部においてマグニチュード 6.7 の地震が発生し、厚真町で震度 7、安平町とむかわ町で震度 6 強、札幌市東区で震度 6 弱を観測したほか、北海道から中部地方の一部にかけて広い範囲において震度 6 弱から 1 を観測した。

震度 7 を観測するのは北海道で初めてのことであり、国内では平成 28 年（2016 年）熊本地震以来となる（観測史上 6 回目）。その後、平成 31 年 3 月末までに震度 1 以上を観測した地震が 344 回発生した（震度 6 弱が 1 回、震度 5 弱が 2 回、震度 4 が 21 回、震度 3 が 38 回、震度 2 が 89 回、震度 1 が 193 回）。

表 地震の発生状況（最大震度 5 弱以上を観測した地震）

発生時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度
2018 年 09 月 06 日 03 時 07 分	胆振地方中東部	6.7	7
2018 年 09 月 06 日 06 時 11 分	胆振地方中東部	5.4	5 弱
2018 年 10 月 05 日 08 時 58 分	胆振地方中東部	5.2	5 弱
2019 年 02 月 21 日 21 時 22 分	胆振地方中東部	5.8	6 弱

(出典) 気象庁「平成 30 年北海道胆振東部地震の関連情報」より

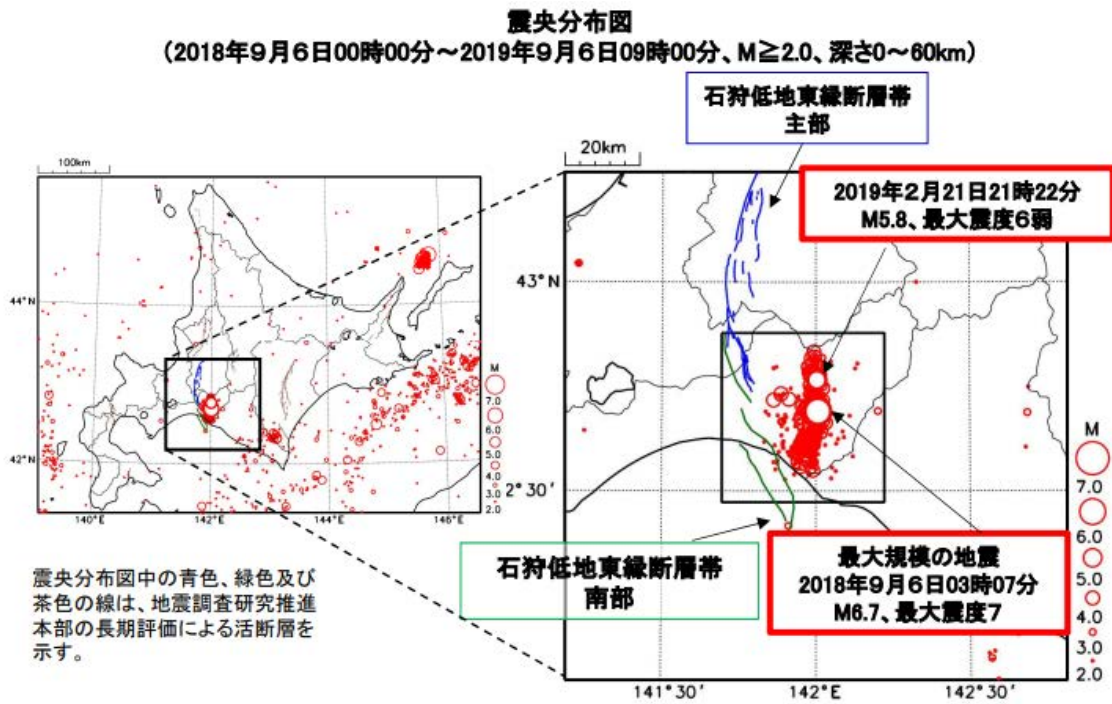


図 地震活動の分布状況

(出典) 気象庁「平成30年北海道胆振東部地震の関連情報」より

(2) 被害状況

① 人的・物的被害の状況

人的被害地震による死者は42名（厚真町36名、苫小牧市2名、むかわ町1名、新ひだか町1名、札幌市2名）、重軽傷者762名となった。死者を多く出した主な原因は土砂災害（がけ崩れや土石流等）によるもので、主に厚真町で山腹から大規模に土砂が崩れたことにより、民家において多数の死者と重軽症者が発生した。土砂災害の発生状況は227件（全て道内）、うち、がけ崩れは133件（厚真町111件、むかわ町3件等）、土石流等は94件（厚真町90件等）となっている。

住家被害については、震源地周辺や人口が多い札幌市を中心に全壊が462棟（厚真町222棟、札幌市95棟、安平町93棟等）、半壊1,570棟（札幌市684棟、安平町351棟、厚真町308棟等）、一部破損が12,600棟（札幌市4,352棟、むかわ町3,147棟、安平町2,412棟、厚真町1,045棟等）であった。

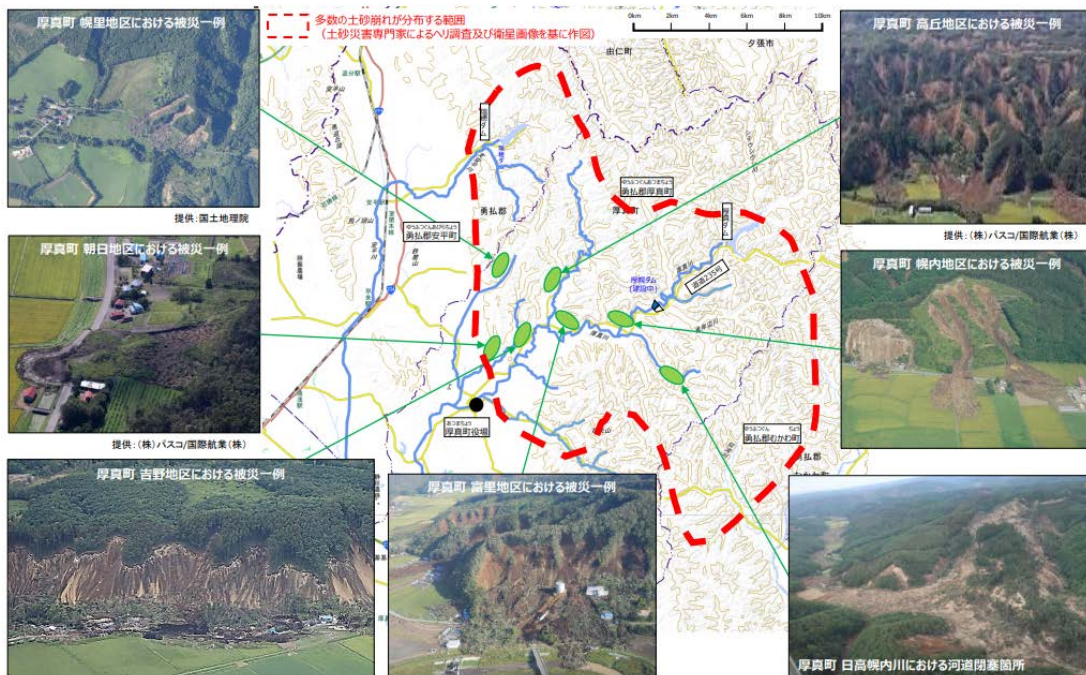


図 土砂災害の状況

(出典) 国土交通省「平成30年北海道胆振東部地震への対応状況」より



商店街等の家屋被害（むかわ町、安平町（あびらちょう））



水道管が破裂し浸水（札幌市清田区）

地盤沈下により道路が陥没（清田区平岡地区）

図 被害状況

（出典）内閣府「令和元年版 防災白書 特集 第1章 第1節 1-4 平成30年北海道胆振（いぶり）東部地震」より

② ライフラインの被害の状況

地震の影響で札幌市内の各地で多数の水道管の破裂や地盤沈下が発生し、特に札幌市南東部の丘陵地帯に位置する清田区等の住宅街で数十の民家が損壊した。特に同区内の里塚地区は、火山灰質の砂質土により谷を埋め立てた盛土造成地で、台風第21号の影響により地下水位が高かったところ、地震動により地下水位以下の土の層が液状化し、標高の低い箇所から噴出したことにより住宅被害が大きかった。

室蘭市の石油コンビナート施設で火災1件、厚真町の苫東厚真（とまとあつま）火力発電所施設で火災1件が発生したが、地震発生日の午前中に全て鎮火し、火災による死者はいなかった。

同発電所（道内発電力の約4割を占める主力発電所）の発電設備は全3基中2基（2号機、4号機）が地震直後に自動的に緊急停止し、残りの1基（1号機）についてはボイラー管の損傷により徐々に出力が低下し、最終的に停止に至った。同発電所の停止や3ルート四回線の送電線事故に伴う水力発電所の停止等により電力供給（送電量）を需要（使用量）が大きく上回り、周波数を調整するための電源の不足等の結果、日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。道内全域において最大約295万戸が停電、ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで45時間程度を要した。

道内において、水道管破裂の影響等により道内44市町村において最大約6万8千戸の断水が発生したが、電力の復旧や水道管の復旧等により、約1か月後に全地域の断水は解消した。

表 ライフライン被害の発生状況

ライフライン	被害の概要	復旧状況
電力（停電）	最大 295 万戸	45 時間程度
都市ガス等	被害なし	—
水道（断水）	最大 68,249 戸	概ね 3 日でほぼ復旧

（出典）内閣府「平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」（平成31年1月28日現在）より



図 札幌市内ブラックアウトの様子

(出典) 札幌市「平成 30 年北海道胆振東部地震から 3 年～震災を忘れない～」より

③ 公共土木施設の被害の状況

河川の被害状況としては、国管理河川で 3 水系 6 河川 33 箇所、都道府県管理河川で 6 水系 7 河川において、堤防天端の縦断亀裂などが発生した。

高速道路・直轄国道の被災は無かったが、道道・政令市道で北海道 3 区間（土砂崩れ）、札幌市 1 区間（液状化）が発生した。

港湾関係では、苫小牧港で亀裂が発生するなどの被害があった。

表 港湾関係の被害状況

港湾名	港湾地区名・海岸名及び被害状況等
苫小牧港	【東港区】 舗装にクラック、物揚場の上部工と背後用地の間に隙間と段差、臨港道路東部南線のセンターラインに最大 60 cm 程の亀裂が発生
	【西港区】 物揚場背後用地が液状化により沈下、照明柱の傾斜、岸壁の化粧ブロックの浮き、岸壁上部工にクラック・目地開き、岸壁背後用地の沈下、ベルコンの一部が落下（撤去済）、マリーナ護岸が前傾、背後用地のひび割れ・沈下
室蘭港	製鋼会社の連続鋳造機から出火

(出典) 内閣府「平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」(平成 31 年 1 月 28 日現在) より

④ 農地・農用施設の被害の状況

農林水産関係の被害状況は、農地・農業用施設への土砂堆積や損傷（580 億円）、林地の大規模崩壊や林道の損傷（475 億円）、農作物等の被害（85 億円）等が発生しているとの報告があり、全体の被害額は 1,145 億円となっている。

表 農林水産関係の被害状況

区分	主な被害	被害数	被害額（億円）
農作物等	農作物等	263 ha	3.5
	樹体	0.4 ha	0.0
	家畜	530,467 頭羽	0.9
	畜産物（生乳等）	23,427 トン	23.6
	農業用ハウス	1,626 件	9.4
	畜産用施設	294 件	11.4
	自然牧野	1 箇所	0.0
	在庫品	353 トン	0.5
	共同利用施設	32 件	33.0
	農業用機械	281 件	2.2
	小計		84.6
農地・農業用施設関係	農地の破損	161 箇所	56.0
	農業用施設等	144 箇所	523.6
	小計		579.6
林野関係	林地荒廃	171 箇所	407.2
	治山施設	18 箇所	23.2
	林道施設等	221 箇所	41.5
	木材加工・流通施設	7 件	0.3
	特用林産物施設等	29 件	3.2
	小計		475.4
水産関係	水産物	6 件	0.0
	漁港施設等	3 漁港	5.1
	小計		5.1
	合計		1144.7

（出典）内閣府「平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 1 月 28 日現在）より

⑤ 避難状況

道内で 10 か所の避難所が開設され、最大避難者数は約 1 万 3 千名となった。

1 か月後には 500 名を切り、同年 12 月 6 日には厚真町の避難所が閉鎖され、同月 21 日にむかわ町で道内最後の避難所が閉鎖された。

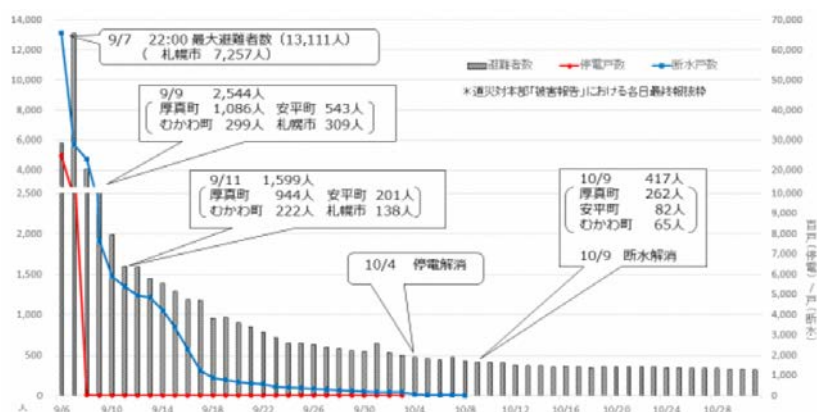


図 避難者数と停電・断水戸数の推移（全道）

（出典）北海道「平成 30 年北海道胆振東部地震 検証報告書」より

(3) 災害の特徴

① 停電被害

道内全域において最大約 295 万戸に停電が発生し、日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。この停電被害によって、水道供給の機械全般が使えなくなり断水被害も発生し、消費電力が多い医療機器にも大きな被害があった。また、通信媒体等を充電する事ができず、情報を得られる手段を奪われ、適時適切な情報伝達が困難となった。

発電機の欠損部分が少なかったため、停電後 2 日程度で電力は復旧した。

② 山腹崩壊

地震発生地点に近い支笏湖周辺は、地質的に火山灰の上に堆積している地域であり、このことが大きな山腹崩壊被害の発生につながった。

火山灰の地質は特殊なため、同様に火山灰の蓄積されている地域で地震が発生すれば、同様の山腹崩壊被害が発生しうる。

今回の災害で以下の点が再認識された。

- 住民に対して、住んでいる土地の特徴を説明しておく事が重要
- 行政として今回のような特殊な地域に住居を建てる場合は、事前に情報を共有する対策が必要
- 特に、市街地や火山近郊の周辺地域は対策が必要

③ 液状化

液状化しやすい盛土であることに加えて、火山灰という特殊な地質で地盤流動も発生し、国内でも 2 例目の珍しい液状化が発生した。火山灰は、通常の土よりも軽く隙間が多いため水を含みやすく、液状化被害が発生しやすい。

通常のように災害発生後に有識者や復旧本部で対策・設計をすると、復旧活動に時間がかかってしまう。このため札幌市は「早期復旧」をテーマとして、あえて有識者を復旧本部に誘致せずにアドバイスを受け取る形のみとして、復旧までの速度を優先させた。その結果、2 年程度で復旧を完了させることができた。

(4) 災害後の主な経過

政府は、平成30年9月6日に官邸対策室を設置し、「胆振地方中東部を震源とする地震に関する関係閣僚会議」を実施した(第2回からは「平成30年北海道胆振東部地震に関する関係閣僚会議」)。同月9日に安倍内閣総理大臣が被災地を訪問、被災状況を確認するとともに、被災者を激励した。同月19日には小此木内閣府特命担当大臣(防災)(当時)を団長とする政府調査団を派遣し、各省庁等においても現地調査を行った。

道内の物流に大きな混乱と障害が生じている中、関係省庁が協力して、指定公共機関等と連携を取り、プッシュ型物資支援を行った。また、石油燃料については、関係省庁や石油企業等が連携し、病院など重要施設からの緊急要請への対応を行った。

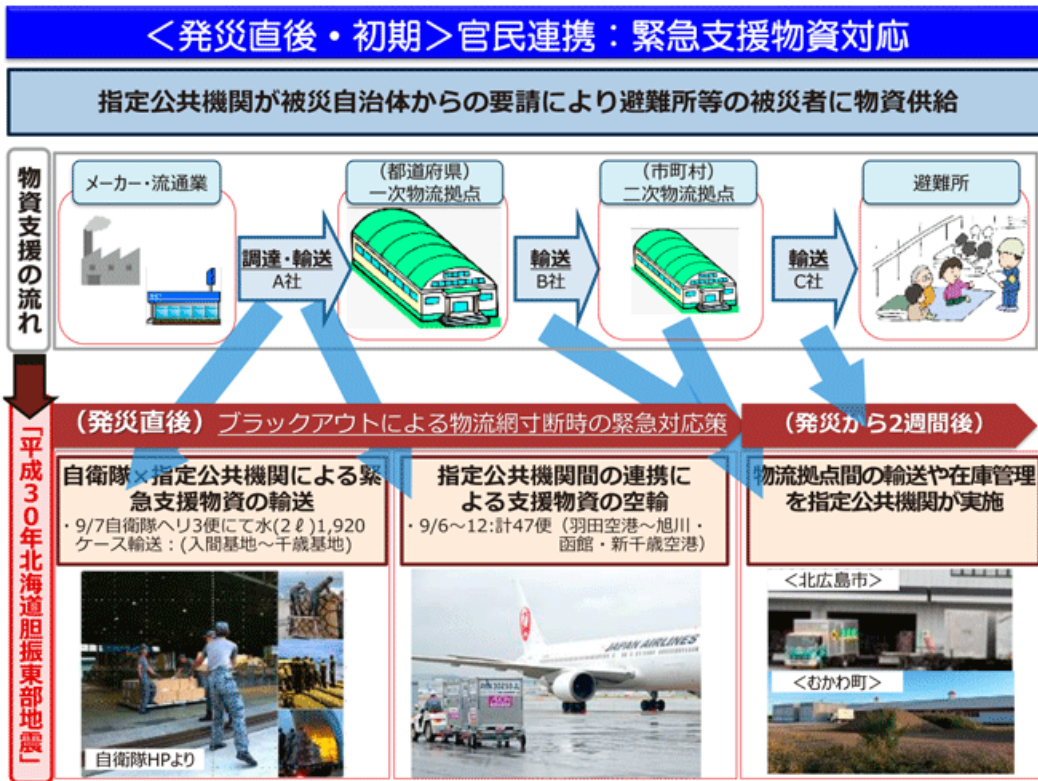
総務省においては、被災市区町村応援職員確保システムにより、7県が被災3町に対し、同年10月7日の派遣終了まで延べ2,951名の応援職員を派遣した。

本災害では、北海道内全域179市町村に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。また、激甚災害の指定については、平成30年北海道胆振東部地震による災害として、平成30年9月13日及び21日に指定見込の公表を行い、同月28日に指定政令の閣議決定を行った。

平成30年北海道胆振東部地震への対応	
9月 6日	3:09 官邸対策室設置 3:10 総理指示
	1 早急に被害状況を把握すること 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと 3 被害の拡大防止の措置を徹底すること
	6:10 内閣府情報先遣チーム 北海道へ出発 7:37 関係閣僚会議(第1回) 18:00 関係閣僚会議(第2回)(以後、9月28日まで計9回開催) 23:00 政府現地連絡調整室設置(北海道庁内)(9月28日閉鎖)
6日	北海道が179市町村に災害救助法の適用を決定(適用日:9月6日)
9月 7日	プッシュ型支援調整会議設置(以後、9月21日までプッシュ型による物資支援実施)
9月 9日	安倍内閣総理大臣による北海道現地視察
9月10日	予備費の使用を閣議決定(約5.4億円) 関係省庁災害対策会議(以後、9月20日まで計5回開催)
9月13日	激甚災害への指定見込みを公表(第1弾)
9月14日	北海道が、札幌市、北広島市、勇払郡厚真町に被災者生活再建支援法の適用を決定(発生日:9月6日)(9月26日 道内全域に適用を決定)
9月19日	小此木内閣府特命担当大臣(防災)(当時)を団長とする政府調査団を北海道に派遣
9月21日	激甚災害への指定見込みを公表(第2弾)
9月28日	激甚災害の指定を閣議決定(28日閣議決定、10月1日公布、施行) 関係閣僚会議において、支援策を決定 予備費の使用を閣議決定(約153億円 ※台風第21号に対する支援も含む)
10月17日	山本内閣府特命担当大臣(防災)による現地視察(北海道)
11月 7日	北海道胆振東部地震からの復旧・復興に必要な経費(1,188億円)を含む、平成30年度一般会計補正予算(第1号)成立

図 平成30年北海道胆振東部地震への対応

(出典) 内閣府「令和元年版 防災白書 特集 第1章 第1節 1-4 平成30年北海道胆振(いぶり)東部地震」より



出典：内閣府資料

図 < 発災直後・初期 > 官民連携：緊急支援物資対応

(出典) 内閣府「令和元年版 防災白書 特集 第1章 第1節 1-4 平成30年北海道胆振(いぶり) 東部地震」より

(5) 有識者へのヒアリング概要

■停電被害

[被害の特徴]

地震の影響により、北海道全体で 295 万戸の停電被害が発生。この停電被害によって断水被害も発生。災害発生は 9 月だったが、電力需要が高い冬に発生していれば、より被害が大きくなっていた可能性が高い。

[道内全体で停電が発生した原因]

北海道東部の電力供給のほとんどを補う厚真町の発電機が地震を検知し運転停止。外部電力を受け取る為の機械が電力不足に陥り、電力需要と供給のバランスが取れず、停電へと広がった。

[その他二次被害]

① 水道：水道供給のポンプアップや浄水の際に電力を必要とするところ、停電によって水道供給の機械全般が使えなくなり、断水の被害が発生。

② 通信：停電によって通信媒体等を充電する事ができず、情報を得られる手段を奪われ、適時適切な情報伝達ができなかった。*札幌市では停電直後に予備電力を活用して市民向けのスマホ充電サービスを提供していた。

③ 医療：医療機器等は消費電力も多く、被害範囲は大きいものとなった。

[重要キーワード]

- 北海道東部への一極電力供給体制
- ライフラインの電力依存
- 住民への情報伝達手段の確保

[ヒアリング候補の地方公共団体]

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ・ 札幌市（予備電源を活用して市民へ提供した充電サービス） | ヒアリング実施 |
| ・ 厚真町（道東を担う主力火力発電所の所在地） | ヒアリング実施 |
| ・ むかわ町 | ヒアリング実施 |
| ・ 安平町 | |

[その他事項]

- ・ 電力復旧が 2 日程で完了したのは、驚異的な速さであった。発電機の欠損部分が少ない箇所済んだため、復旧の時間は早くなった。*この点は台風 15 号と大きな違い。
- ・ 地方公共団体から情報の受け手（住民）への情報伝達手段を確保する必要がある。

■山腹崩壊

[被害の特徴]

地震による河川や農地の影響はほとんどなかったと言える。「山腹崩壊」という分野でも、台風等の水害による被害と地震を起因とする被害とは、それぞれメカニズムが異なる。今回は、土砂崩れだけで見ると山の中を含めて 6,000 か所以上あった。市街地（札幌市清田区など）で散見された土地の液状化は、火山灰の蓄積が起因している。基本的には火山灰等の盛り土は崩壊しやすくなるため、今後の対策が必要となる。

[山腹崩壊被害発生の原因]

地震発生地点に近い支笏湖周辺は、地質的に火山灰の上に堆積している地域であり、このことが大きな山腹崩壊被害の発生につながった。

[重要キーワード]

- 火山灰による特殊な地質
- 地震起因と台風起因の山腹崩壊
- 住んでいる地域の特徴と災害発生の可能性についての理解

[ヒアリング候補の地方公共団体]

- | | |
|----------------------|---------|
| ・ 胆振振興局（被害状況および被害対応） | ヒアリング実施 |
| ・ 厚真町 | ヒアリング実施 |
| ・ 札幌市清田区（傾斜地域にある市街地） | ヒアリング実施 |

[その他事項]

- ・ 住民に対して、住んでいる土地の特徴を説明しておく事が重要。また、行政として今回のような特殊な地域に従居を立てる場合は、事前に情報を共有し対策を取る必要がある。特に、市街地や火山近郊の周辺地域は対策が必要となる。火山灰の地質は特殊なため、同じような地震が同じように火山灰の蓄積されている地域で発生すれば、同様の山腹崩壊被害が発生する可能性がある。

■液状化 山下聡氏（北見工業大学工学部教授）

[被害の特徴]

斜面に火山灰の盛り土をした地域が液状化した。盛り土をした土地はそもそも液状化しやすいが、これが火山灰による場合はさらに液状化しやすくなる。*火山灰は、通常の土よりも軽く隙間が多いため水を含みやすく、液状化被害が発生しやすいという特徴がある。

[液状化発生の原因]

液状化しやすい盛土であることに加えて、火山灰という特殊な地質で地盤流動も発生し、国内でも2例目の珍しい液状化が発生した。東日本大震災にて千葉県浦安市で発生した液状化被害とはそのメカニズムが異なる。胆振東部の液状化は、山の斜面の地盤が流動して発生したものであるところ、浦安市の液状化は平地が波打つように地盤が振動して発生したものである。同じ「液状化被害」でも発生メカニズムと原因が異なる。

[重要キーワード]

- 盛土の液状化しやすい特徴を把握し、事前対策を行う。
- 火山灰の地質、斜面という条件があれば液状化が発生しやすい。
- 復旧までの時間が速かった。

[ヒアリング候補の地方公共団体]

- | | |
|------------------------------|---------|
| ・ 札幌市清田区（市街地での液状化が発生した地域） | ヒアリング実施 |
| ・ 札幌市東区（地下鉄の直上が陥没、盛り土による影響） | ヒアリング実施 |
| ・ 苫小牧市（港の東部である埋立地域における対応と対策） | ヒアリング実施 |

[その他事項]

- ・ 通常のように災害発生後に有識者や復旧本部で対策・設計をすると、復旧活動に時間がかかってしまう。このため札幌市は「早期復旧」をテーマとして、あえて有識者を復旧本部に誘致せずにアドバイスを受け取る形のみとして、復旧までの速度を優先させた。その結果、2年程度で復旧を完了させることができた。*このレベルの復旧対応は稀。
- ・ 今回の液状化をきっかけに、全国各地の火山灰の盛り土がある地域に関しては注意喚起として調査が行われるようになった。日本は火山灰の蓄積している地域も他にも多数あり、地震も多いことから有効な事前対策となると期待できる。

2. 災害復興施策事例の索引表

201802	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急対応				
施策 1：被災状況等の把握				
施策 2：災害廃棄物等の処理		● →	【20180201, p.15】(北海道)	
		● →	【20180202, p.15】(苫小牧市)	
		● →	【20180203, p.16】(岩見沢市)	
		● →	【20180204, p.16】(登別市)	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1：復興体制の整備		● →	【20180205, p.18】(北海道)	
		● →	【20180206, p.18】(札幌市)	
		● →	【20180207, p.18】(厚真町)	
		● →	【20180208, p.19】(安平町)	
		● →	【20180209, p.19】(むかわ町)	
		● →	【20180210, p.19】(厚真町、安平町、むかわ町)	
施策 2：復興計画の作成		● →	【20180211, p.21】(札幌市)	
		● →	【20180212, p.21】(北海道)	
		● →	【20180213, p.22】(札幌市)	
		● →	【20180214, p.23】(厚真町)	
		● →	【20180215, p.24】(安平町)	
		● →	【20180216, p.25】(むかわ町)	
		● →	【20180217, p.26】(札幌市)	
施策 3：広報・相談対応の実施		● →	【20180218, p.27】(むかわ町)	
		● →	【20180219, p.27】(むかわ町)	
施策 4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1：緊急の住宅確保		● →	【20180120, p.28】(北海道)	
		● →	【20180221, p.28】(札幌市)	
		● →	【20180222, p.29】(北海道)	
		● →	【20180223, p.29】(むかわ町)	

施策2：恒久住宅の供給・再建	【20180224, p.30】(むかわ町)	●	→				
	【20180225, p.30】(安平町)	●	→				
	【20180226, p.30】(厚真町)	●	→				
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援				【20180227, p.31】(北海道)	●	→	
				【20180228, p.31】(札幌市)	●	→	
				【20180229, p.32】(厚真町)	●	→	
				【20180230, p.34】(安平町)	●	→	
				【20180231, p.34】(むかわ町)	●	→	
施策5：公的サービス等の回復	【20180232, p.35】(安平町)				●	→	
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共土木施設等の災害復旧		●	→	【20180233, p.37】(北海道)			
		●	→	【20180234, p.38】(厚真町)			
		●	→			【20180235, p.39】(厚真町)	→
施策2：安全な市街地・公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興		●	→			【20180236, p.40】(苫小牧市)	→
		●	→			【20180237, p.41】(札幌市)	→
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建		●	→	【20180238, p.42】(厚真町・安平町・むかわ町)			
施策3：農林漁業の再建	●	→				【20180239, p.43】(厚真町)	→

3. 災害復興施策事例

(1) 災害廃棄物等の処理

【20180201】 損壊家屋等の解体・撤去（北海道）

- 札幌市における住家の被害状況は、全壊 101 棟、半壊 818 棟（令和 2 年 9 月 1 日時点）であり、最終的な災害廃棄物処理量は 17,357.4t となった。
- 被災家屋の解体・撤去によって発生する災害廃棄物は、片付けごみと違い、平時のごみ処理の中では一般廃棄物とは異なる性状のものである。しかし、他自治体等の協力を得られたことで、処理を進めることができた。
- また、通常の業務では扱わない、解体・撤去業務であるため、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会等と委託契約を結ぶことで、円滑に進めた例もあった。施工に関しても、地元の建設業協会への委託によって、順調に進められた。

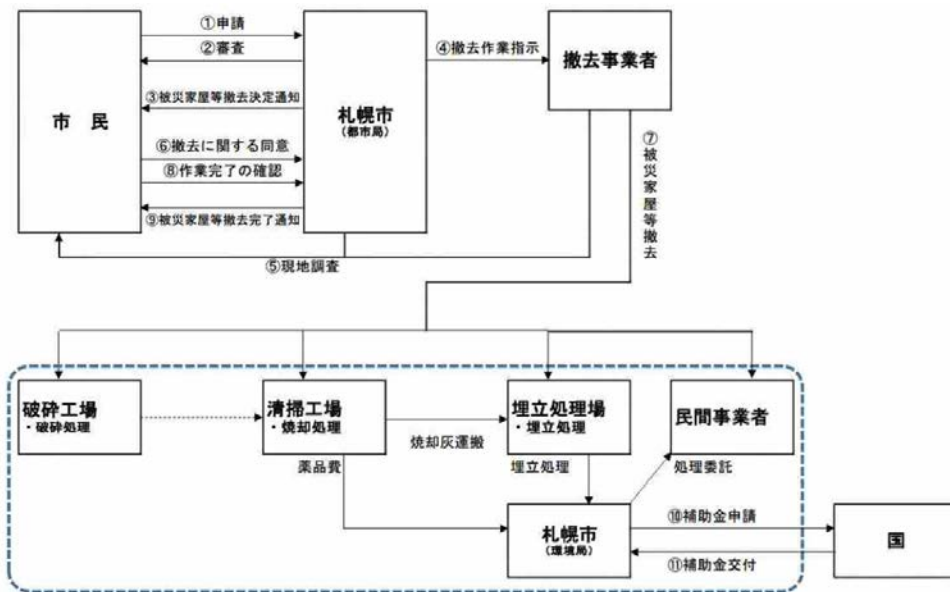


図 札幌市の公費解体スキーム事例

（出典）環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

【20180202】 災害廃棄物等の処理支援（苫小牧市）

- 災害廃棄物等の広域処理は、苫小牧市他近隣の自治体や（公益社団法人）北海道産業廃棄物協会日胆支部（現：（公益社団法人）北海道産業資源循環協会日胆支部）と調整し、行われた。「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき依頼が行われ、被災 4 町の災害廃棄物の受入れと一部の運搬は、3 市（苫小牧市、岩見沢市、登別市）の処理施設の協力を受けることとなった。
- 苫小牧市では、初期段階で被災自治体の状況を確認し、プッシュ型の支援を実施した。
- 9 月には環境省及び北海道から、翌 10 月には安平町から災害廃棄物の受入や仮置場からの収集・処理等の要請がなされ、これに対応するために、災害廃棄物の受入れ可能量の確認や、災害廃棄物収集時の体制の調整等が必要となった。
- 苫小牧市は、以下のとおり、むかわ町、厚真町、安平町から災害廃棄物の受入れを行い、安平町の仮置場からの回収も行った。

表 苫小牧市への支援要請

要請時期	要請元	期間	要請された業務内容	備考
平成 30 年 9 月 14 日	環境省、道	年度内	災害廃棄物の受入れ	
平成 30 年 10 月 25 日	安平町	年内	仮置場からの 収集・処理	3 人、収集車 1 台、 トラック 1 台

（出典）環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

表 苫小牧市の支援内容

支援先	期間	支援した業務内容	実施数量
むかわ町	平成 30 年 9 月 18 日 ～10 月 13 日	災害廃棄物（可燃）の受入れ	299.34 t
厚真町	平成 30 年 9 月 7 日 ～11 月 30 日	災害廃棄物（可燃・不燃・大型）の受入れ	397.92 t
安平町	平成 30 年 9 月 7 日 ～平成 31 年 1 月 8 日	災害廃棄物（可燃・不燃・大型）の受入れ	618.70 t
安平町	平成 30 年 10 月 19 日 ～11 月 26 日	安平町仮置場（可燃・不燃・大型）からの 回収	97.50 t

(出典) 環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

【20180203】 災害廃棄物等の処理支援（岩見沢市）

- ・ 災害廃棄物等の広域処理は、苫小牧市他近隣の自治体や（公益社団法人）北海道産業廃棄物協会日胆支部（現：（公益社団法人）北海道産業資源循環協会日胆支部）と調整し、行われた。「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき依頼が行われ、被災 4 町の災害廃棄物の受入れと一部の運搬は、3 市（苫小牧市、岩見沢市、登別市）の処理施設の協力を受けることとなった。
- ・ 岩見沢市では、平成 30 年 9 月に北海道から災害廃棄物の受入れに関する要請を受け、支援を実施した。
- ・ 災害廃棄物の受入れに向け、処理施設との受入れ量の調整や、運搬業者とのスケジュール調整、運搬車両確認等を行った。また、区域外への移動手続き等の確認も行った。
- ・ 岩見沢市は、以下のとおり、むかわ町、日高町の可燃物処理に関する支援を行った。

表 岩見沢市への支援要請

要請時期	要請元	期間	要請された業務内容
平成 30 年 9 月 19 日	北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課	平成 30 年 9 月 23 日 ～9 月 30 日	災害廃棄物 の受入れ
平成 30 年 9 月 19 日	北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課	平成 30 年 9 月 23 日 ～9 月 30 日	災害廃棄物 の受入れ

(出典) 環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

表 岩見沢市の支援内容

支援先	期間	支援した業務内容	実施数量
むかわ町	平成 30 年 9 月 27 日、 10 月 6 日	可燃物処理	13.26 t
日高町	平成 30 年 10 月 13 日、 10 月 15 日、10 月 17 日	可燃物処理	12.79 t

(出典) 環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

【20180204】 災害廃棄物等の処理支援（登別市）

- ・ 災害廃棄物等の広域処理は、苫小牧市他近隣の自治体や（公益社団法人）北海道産業廃棄物協会日胆支部（現：（公益社団法人）北海道産業資源循環協会日胆支部）と調整し、行われた。「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき依頼が行われ、被災 4 町の災害廃棄物の受入れと一部の運搬は、3 市（苫小牧市、岩見沢市、登別市）の処理施設の協力を受けることとなった。
- ・ 登別市では、平成 30 年 9 月に北海道から可燃ゴミの処理、翌 10 月には不燃・粗大ゴミの処理に関する要請を受け、支援を実施した。
- ・ 災害廃棄物の受入れに向け、処理可能量について施設の運転管理委託業者との調整が必要となった。また、災害廃棄物の収集は北海道が調整を行った。
- ・ 登別市は、以下のとおり、日高町の可燃ゴミ処理等に関する支援を行った。

表 登別市への支援要請

要請時期	要請元	期間	要請された業務内容	備考
平成 30 年 9 月 19 日	北海道	平成 30 年 10 月 ～平成 31 年 3 月	可燃ごみの処理	焼却のみ
平成 30 年 10 月頃	北海道	平成 30 年 10 月 ～平成 31 年 2 月	不燃・粗大ごみの処 理	実際の搬入無し

(出典) 環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

表 登別市の支援内容

支援先	期間	支援した業務内容	実施数量
日高町	平成 30 年 10 月 15 日 ～12 月 28 日	受注者は可燃ごみを焼却し、 残渣等は発注者へ引渡し	受入量 9.88t 残渣量 0.96t

(出典) 環境省北海道地方環境事務所「平成 30 年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」より

(2) 復興体制の整備

【20180205】復旧・復興体制の構築（北海道）

- ・ 北海道では、計画的かつ円滑、迅速に復旧・復興対策を進めるため、知事を本部長とし、各部長や振興局長などを構成員とする「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」が平成30年11月22日に設置された。
- ・ また、特に管内の被害が大きかった胆振総合振興局にも、同日付けで、地方本部が設置された。
- ・ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部及び胆振地方本部の概要は、下表のとおりである。

表 復旧・復興推進本部の概要

<p>■ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部</p> <p>○構成：知事（本部長）、副知事、本庁各部長 等</p> <p>○設置：平成30年11月22日</p> <p>○所掌：被災地域の復旧・復興の推進 被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整</p> <p>○事務局：総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室</p>
<p>■ 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部</p> <p>○構成：胆振総合振興局長、副局長、各部長 等</p> <p>○設置：平成30年11月22日</p> <p>○事務局：胆振総合振興局地域創生部地域政策課</p>

（出典）北海道「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」より

【20180206】復旧・復興体制の構築（札幌市）

- ・ 札幌市では、平成30年9月6日3時7分の地震発生直後、市役所12階に市長を本部長とする市災害対策本部が設置され、第2非常配備体制が自動的に発令となった。
- ・ 9月12日には、被災者の今後の生活に対する不安を解消し、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、各種生活支援制度等に関する情報提供と適切な運用、各種相談への対応について、総合的・一体的かつ迅速に行うべく、被災者支援室が設置された。
- ・ 同日に、地盤が大きく沈下し、道路・水道・住宅などに被害が集中して発生した清田区里塚地区において、被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、9月8日に立ち上げた「清田区里塚地区における地震被害対策会議」の取組みの一環として、原因の究明などを行う専任チームである清田区里塚地区市街地復旧推進室が設置された。
- ・ 平成31年1月31日に、災害対策本部は廃止された。

【20180207】復旧・復興体制の構築（厚真町）

- ・ 厚真町では、平成30年12月28日に、町長を本部長とする「厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部」が設置された。

				罹災証明書交付支援
むかわ町	宮城県	9月12日～10月7日	283名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援
	秋田県	9月12日～10月7日	115名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援

(出典) 総務省「平成30年北海道胆振東部地震における被災市町村への応援職員の派遣」より

(3) 復興計画の作成

【20180211】技術検討会の設置（札幌市）

- 札幌市清田区里塚の市街地で発生した被害は大きく、地域コミュニティの維持・存続が危ぶまれる状況であったため、「早期復旧」を命題として掲げ、住宅等の生活再建をするまでの期間を早め、費用の面で被災者の負担と小さくするための復興策を実施した。
- 具体的には、外部の専門機関へ支援を要請し、市で行う調査方法、原因究明、対策工の検討などの方向性について技術的助言を得るために技術検討会を開催した。また、検討内容の信頼性や精度の向上を図るため、検討状況や技術検討会の内容について専門的知見を有する学識者（技術的アドバイザー）と意見交換し、必要に応じて研究の協力を受けながら検討を進めた。
- これらによって対策工を確かなものにすると同時に、復旧までのプロセスを明確にするため、過去の地震で被害が発生した自治体の対応・対策を調査し、先行自治体で生じた課題などを参考にした。発生しうる課題については事前に対応策を検討することで、速やかな復旧を心がけ、2年程の期間で「早期復旧」が実現した。
- 外部の専門機関には、札幌市が決定した方針の確認、アドバイスという形で参画してもらい、あくまで、札幌市が主体的に復興方針や復興策の策定等を決定していたことで早期復旧が実現した。通常のプロセスだと、復興方針の策定等の段階から外部の専門機関から助言等を受け、方針を策定してくため時間がかかる。

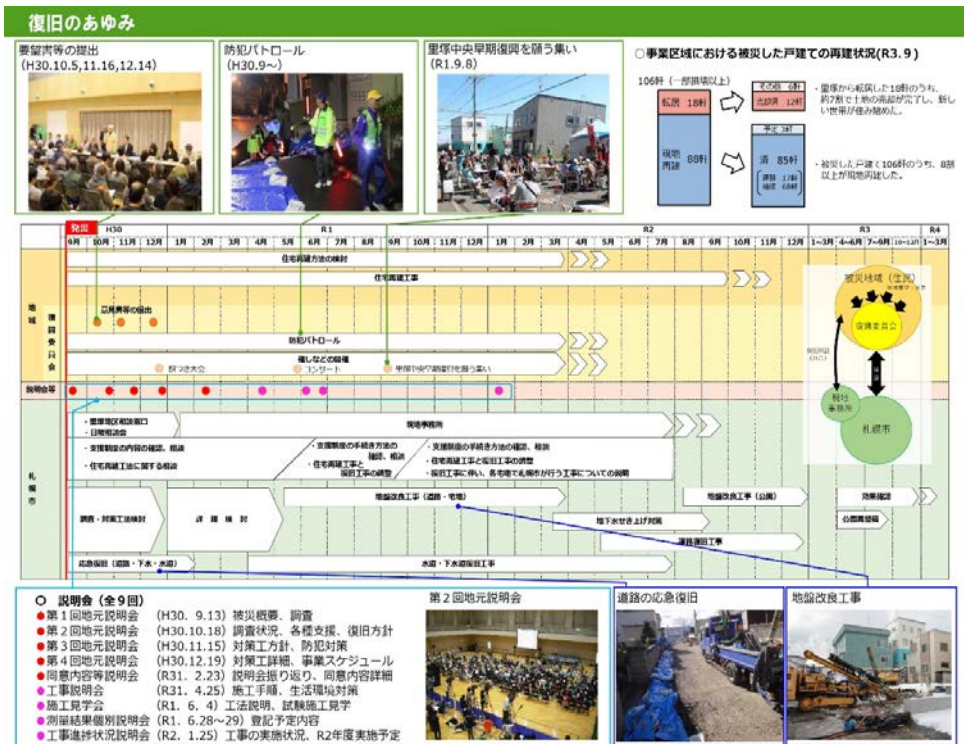


図 清田区里塚地区の災害後の計画

(出典) 札幌市

【20180212】復旧・復興計画の策定（北海道）

- 北海道では、平成30年9月6日に、災害対策本部が設置された。
- 北海道胆振東部地震では、土砂災害や家屋の倒壊など地震による直接的な被害と、道内全域に及んだ大規模停電によるライフラインの寸断や産業被害などが複合的に生じ、全道各地に大きな影響を及ぼすこととなった。
- このため、本道の本格的な復旧・復興に向けては、地震の直接的な被害を受けた「被災地域の復旧・復興に向けた取組」と「大規模停電等に伴う影響への対応」という2つの柱立てが、今後の取組方向となった。
- 北海道の復旧・復興施策の体系は、下図のとおりである。

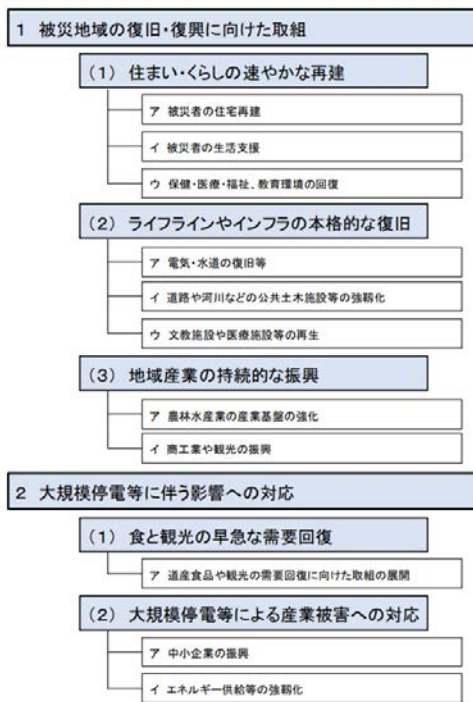


図 復旧・復興施策の施策体系図

(出典) 北海道「平成 30 年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」より

【20180213】復旧・復興計画の策定（札幌市）

- ・ 札幌市は、地域コミュニティの維持・再建のために、スピード感をもって技術検討を進めるとともに、地域・被災者と意見交換しながら、早期に住宅再建に着手できる体制を整えた。
 - ① 技術検討

清田区里塚地区の被災メカニズムは全国的にも非常に珍しいものであり、対策を確かなものとするため、外部専門機関からの助言、学識者との意見交換、過去の被災地調査を行った。
 - ② 地域との関わり方

復旧方針などは、被災住民で組織された里塚中央災害復興委員会と協議、確認しながら進め、適宜、説明会などで地域全体へ説明して合意を取りながら進めた。個別の要望・相談については現地事務所にて聞き取り、必要に応じて、現地事務所職員が担当部局と調整し、対応することとした。

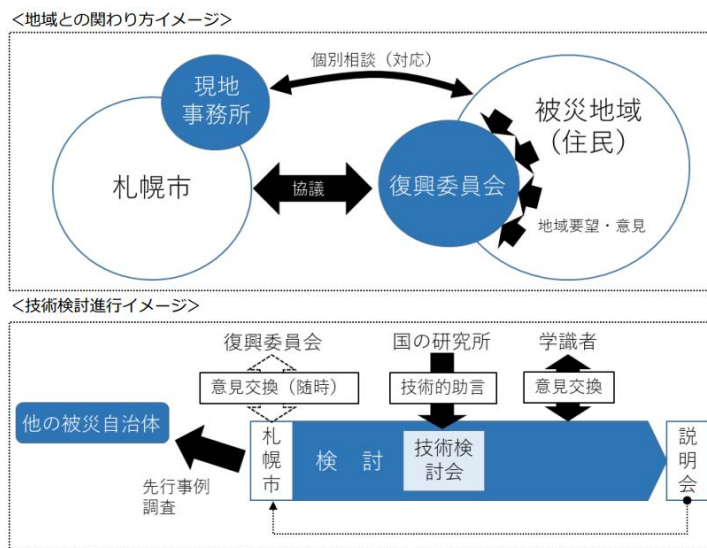


図 取組方法のイメージ

(出典) 札幌市「札幌市里塚地区災害復興計画」より

【20180214】復旧・復興計画の策定（厚真町）

○計画の位置付け

- 「厚真町復旧・復興計画」は「厚真町第4次総合計画(2016年～2025年)」を基本とし、本地震により顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、更なる地域の発展に向けた計画として策定された。

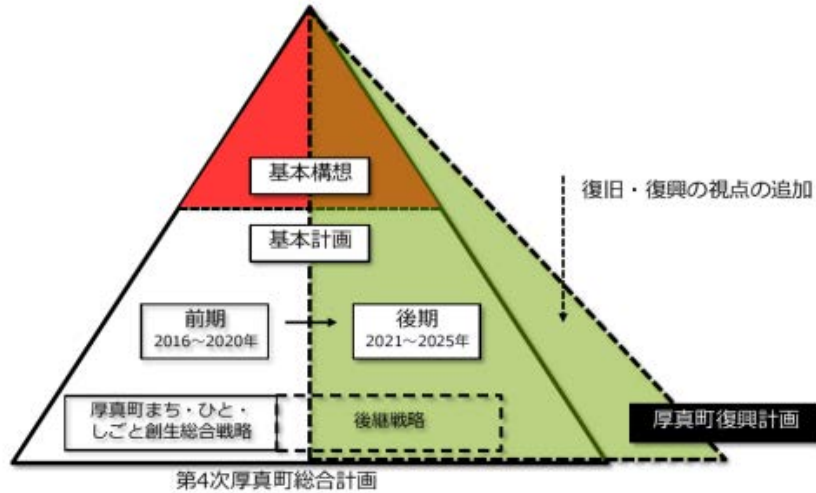


図 計画の位置付け

(出典) 厚真町「厚真町復旧・復興計画策定方針」より

○計画の枠組みと策定体制

- 厚真町長が本部長、副町長と教育長が副本部長、各課管理職等が本部員となり、厚真町復旧・復興計画を策定した。
- 復旧・復興計画は第1期(令和元年11月策定)、第2期(令和2年4月策定)、第3期(令和2年度策定)の構成となった。
 - ① 第1期：被害状況や復旧事業の整理と、住まい再建の支援策を示す
 - ② 第2期：町民生活の復旧に関する分野別施策について方針や取り組み内容を示す
 - ③ 第3期：総合計画前期計画の評価と復旧・復興計画を踏まえた後期計画の見直し

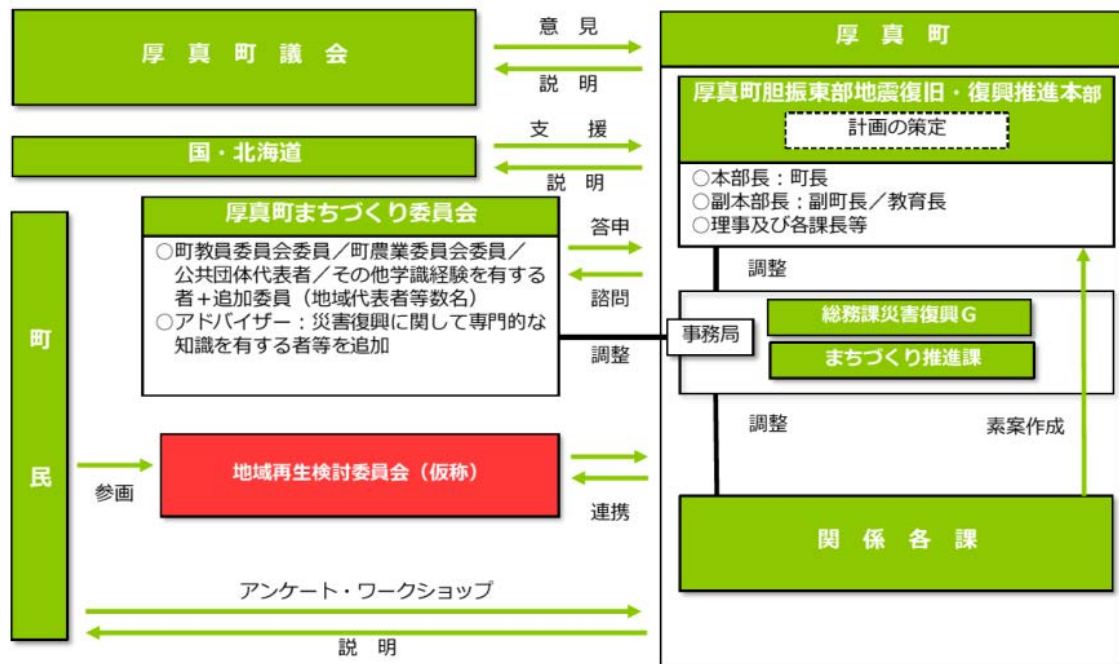


図 策定に向けた組織体制

(出典) 厚真町「厚真町復旧・復興計画策定方針」より

【20180215】復旧・復興計画の策定（安平町）

○計画の位置付け

- ・ 総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として策定した『第2次安平町総合計画（平成29年3月策定）』と一体的に推進することが不可欠であることから、本計画の一部として位置付けられた。

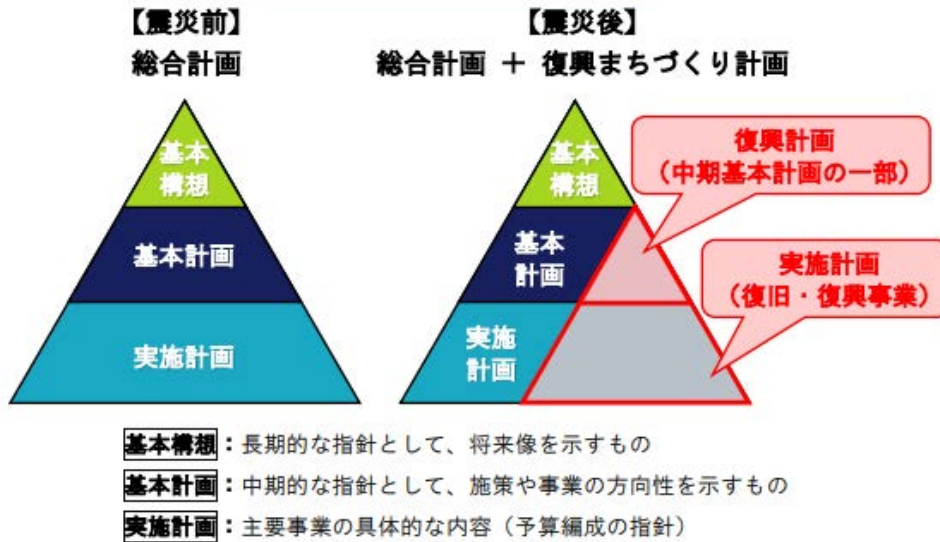


図 計画の位置付けイメージ図

（出典）安平町「安平町震災復興基本方針」より

○計画の枠組みと策定体制

- ・ 町長を本部長とし、町の組織全体が復興に係る様々な現状と課題、進捗状況等を的確に把握し、早急な復興の実現を図るため、復興計画を策定した。
- ・ 計画期間は、第2次安平町総合計画中期基本計画の一部という位置付けから、令和元年度から令和4年度までの4年間となった。ただし、震災からの復興のためには、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多く、令和5年度以降については、後期基本計画(令和5年～8年)の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととなった。
- ・ 以下に示す4つの基本方針に基づき復興計画が策定された。
 - ① 住まいと暮らしの再建
 - ② 災害に強いまちづくり
 - ③ 産業・経済の再生
 - ④ 未来へつながる復興

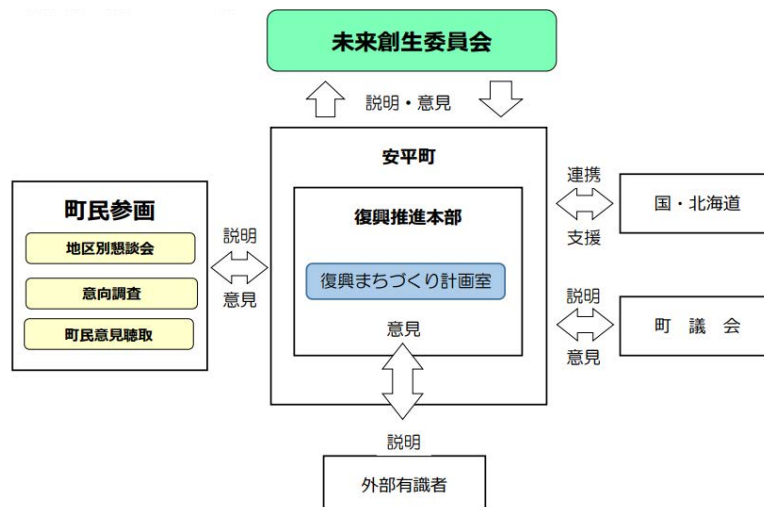


図 計画策定体制イメージ図

（出典）安平町「安平町震災復興基本方針」より

【20180216】 復旧・復興計画の策定（むかわ町）

○計画期間

- ・ 計画期間は7年間とし、3期に分けて復興の取組を着実に推進することとなった。

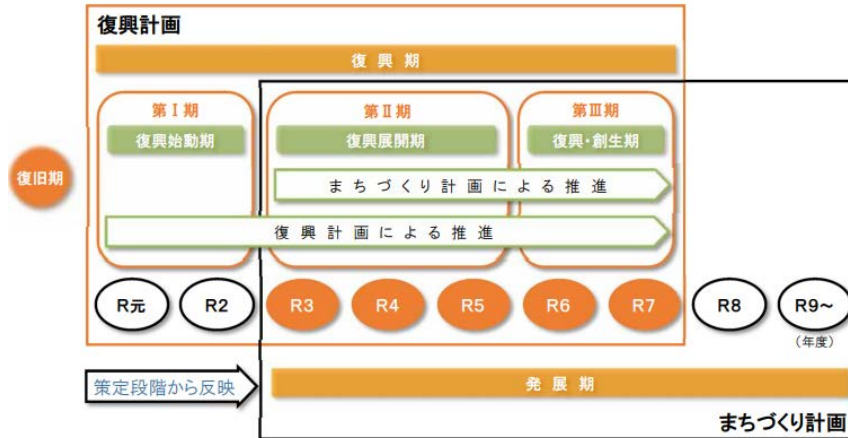


図 計画期間

(出典) むかわ町「むかわ町復興計画」より

○策定体制

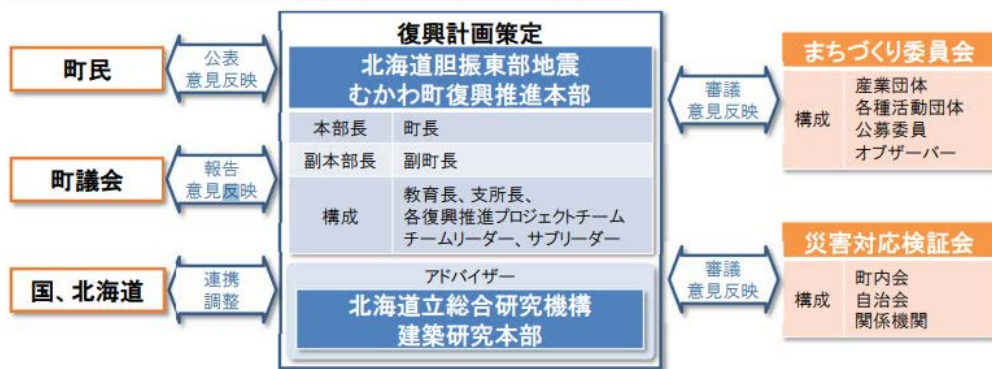


図 策定体制

(出典) むかわ町「むかわ町復興計画」より

○計画の内容

- ・ 基本理念として、「震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指す。」を掲げ、5つの方向性を示した。

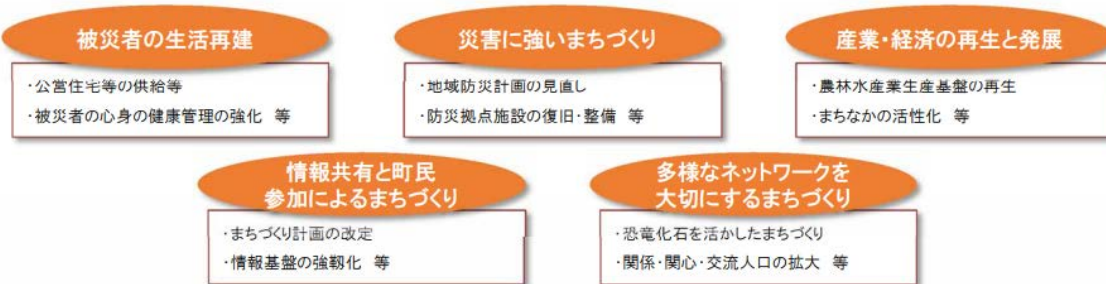


図 復興の方向性

(出典) むかわ町「むかわ町復興計画」より

【20180217】地下鉄直上の液状化対策（札幌市）

- ・ 札幌市では、地下鉄南北線直上で液状化被害が発生した。（「東 15 丁目・屯田通」では北 13 条から北 46 条までの約 4.3km の区間で最大 1.6m の沈下や陥没が発生）
- ・ 地下鉄の直上という特殊な地域性があるため、原形復旧に加えて被害を低減させる工法での復旧策を講じた。
- ・ 具体的には以下のものとなる。地下鉄直上という特殊性を考慮した策であり、1 年程で復旧が完了した。
 - ① 路床部分（路盤下 1 m）は、地震動により上昇した土中の水圧の軽減効果が期待でき、かつ、液状化の影響を受けにくい砕石に置き換え路体の強度を向上させる。
 - ② 砕石に置き換える路床下部には、土粒子の移動を抑え噴砂の抑制を図るために吸出し防止材を敷設する。
 - ③ 路盤と路床の間には、局所的な沈下を抑制するためにシート状の補強材を敷設する。

(4) 広報・相談対応の実施

【20180218】 Facebook を活用した災害情報発信（むかわ町）

- ・ むかわ町では、市民の要望を受けて災害発生から3日後（9月9日）にFacebookアカウントを開設した。ただし、市民の認知が低いSNSによる情報発信は、情報の信憑性を判断することが難しく、誤った情報の拡散に繋がる恐れがある。そのため、すでに認知されているHPでも同一の情報を発信することとした。加えて、情報のリアルタイム性というSNSの利点を活かすために、情報を発信する担当者は限定し、さらに単独の判断にて発信する情報の精査を行う裁量権を付与することで、情報発信にかかる決裁等の時間をカットした。
- ・ むかわ町では、情報を発信する担当者のために、SNS活用のリスクである「デマ情報対策」としてのリテラシーポリシーを導入している。

【20180219】 情報発信のためのアプリ開発（むかわ町）

- ・ むかわ町では、震災後、新しく「JC-Smart」というアプリをリリースした。市町村合併にて統合された地区のみで使用されていた情報端末（各家庭に一台設置し、災害情報が文字データで流れてくるもの）の代替手段として活用している。
- ・ JC-Smart で発信している情報は、むかわ町公式のFacebookやLINEとも連動しているため、アプリを導入していない市民や家族もこれらのSNSを通して確認が可能である。
- ・ 情報端末の場合、機器のメンテナンスのために10年毎に新しく購入している（1台約5万円）が、スマホアプリとすることでこれらのコストを削減した。

(5) 緊急の住宅確保

【20180220】民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供（北海道）

- 北海道は、住居を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保することができない方に対し、北海道が借上げた民間賃貸住宅を提供した。

表 応急賃貸住宅提供の概要

対象者	当該災害時(平成30年9月6日時点)において、北海道に居住する者であって、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす者。 (1)当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者 ①住宅が全壊、全焼又は流失により居住する住家がない者 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない者 ③「半壊」(「大規模半壊」を含む。)であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない者 (2)自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者 (3)法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者
入居期間	入居日から2年以内

(出典) 北海道「平成30年北海道胆振東部地震における民間賃貸住宅借上げの実施について」より

【20180221】民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供（札幌市）

- 札幌市は、住居を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保することができない方に対し、災害救助法の応急仮設住宅として、札幌市が借上げた市内の民間賃貸住宅を提供した。

表 応急賃貸住宅提供の概要

対象者	当該災害時(平成30年9月6日時点)において、北海道に居住する者であって、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす者。 (1)当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者 ①住宅が全壊、全焼又は流失により居住する住家がない者 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない者 ③「半壊」(「大規模半壊」を含む。)であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない者 (2)自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者 (3)法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者
入居期間	入居日から2年以内

(出典) 札幌市「平成30年北海道胆振東部地震における応急仮設住宅の提供について」より

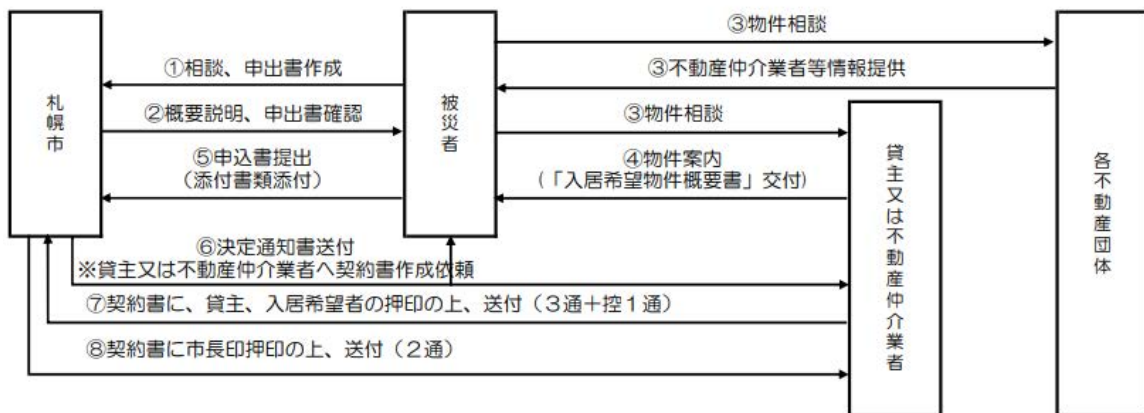


図 民間賃貸住宅借上げに係るフロー図

(出典) 札幌市「平成30年北海道胆振東部地震における応急仮設住宅の提供について」より

【20180222】北海道型応急仮設住宅の整備（北海道）

- ・ 厚真町、安平町、むかわ町の被災3町において、災害により住宅を失い自らの資力では住居を確保することが困難である被災者に、一時的な居住の安定を図ることを目的としたプレハブ型の応急仮設住宅を建設し、発災から56日後の11月1日には第1期130戸の入居開始に対応した。
- ・ 建設時には壁や天井、床に断熱材が追加されたほか、断熱窓サッシの採用、風除室の設置など寒さ対策を施し、積雪寒冷期を見据えた寒冷地仕様の応急仮設住宅が建設された。
- ・ しかし、入居後には各種不具合が散見され、改修等の対応が必要となった。

表 胆振東部地震での応急仮設住宅の不具合概要

主な不具合	原因
天井点検口の結露	天井内断熱材・防湿シートの施工不良
天井内給水管の凍結	天井内配管の施工不良
壁・窓の結露	壁・床取り合い部防湿シートの施工不良
夏季の室温上昇	建物の配置による窓面の方角（南西向き）

（出典）北海道建設部住宅局住宅課「北海道型応急仮設住宅の整備について」より

【20180223】仮設寮の整備（むかわ町）

- ・ むかわ町では、全国初となる学生への「仮設寮」を整備した。地震の影響で地域内にある高校の寮が壊れたため、これを新築した。応急仮設住宅及びこれに対する補助金は、被災者のみが対象とされている。本件では被災していない新一年生は対象外となるため、3年生卒業時に、国へ変換する形で協議が整い寮タイプでの応急仮設住宅が認められた。
- ・ 対象となった鶴川高校は、甲子園に過去3度出場しており、町外の各地から生徒が集まる特性がある。例えば、網走市から通う生徒の場合、片道6時間かかる長距離の移動となる。そのため、国と協議のもと、直接の被災者ではない新1年生も、応急仮設住宅としての仮設寮にて受け入れを行う体制を整えた。
- ・ 応急仮設住宅はリースで確保した。リース期間の2年間は国費で、期限が過ぎた後は一部を町費で買い上げ、新型コロナウイルス感染症対策として分散勤務などに利用する会議室として利用している。

(6) 恒久住宅の供給・再建

表 各町の災害公営住宅の概要

被災町	戸数	団地名等
むかわ町	30戸	末広団地、文京ハイツ
安平町	6戸	地域優良住宅
厚真町	32戸	新町のぞみ団地、本郷きずな団地

【20180224】災害公営住宅の整備（むかわ町）

- ・ むかわ町では、被災者向けに建設を進めてきた復興公営住宅2棟について、令和2年9月30日に鍵の交付式が行われた。
- ・ 完成した住宅は、災害公営住宅8戸を含む末広団地C棟(計18戸、全て2LDK)と、2LDKと3LDKを組み合わせた文京ハイツ(計12戸)の計30戸である。
- ・ 令和2年10月29日現在の応急仮設住宅入居者は52世帯94人。うち、末広団地には15世帯34人で、文京ハイツには9世帯25人が入居している。そのほか、自立再建や民間アパート、既設の公営住宅の入居者は28世帯35人であった。

【20180225】災害公営住宅の整備（安平町）

- ・ 安平町では、令和2年10月に地域優良住宅6戸の公的賃貸住宅整備が完成した。

【20180226】災害公営住宅の整備（厚真町）

- ・ 令和2年10月27日、災害公営住宅3団地32戸が完成し、入居が開始された。
- ・ 9月24日から上厚真あかり団地、10月24日から新町のぞみ団地と本郷きずな団地の入居者へ順次、鍵の引き渡しが行われた。



図 新町のぞみ団地

(出典) 厚真町役場 Facebook より

(7) 被災者への経済的支援

【20180227】義援金の受付・配分（北海道）

- ・ 北海道地域防災計画に基づき、北海道災害義援金募集委員会において、義援金の受け付けが行われた。
- ・ 義援金を被災自治体へ配分するため、配分委員会を開催し、大きく5回に分けて配分された。

表 義援金の受付概要

募集主体	北海道災害義援金募集委員会（事務局：日本赤十字社北海道支部）
受付期間	平成30年9月12日～令和2年3月31日
義援金額	57億341万2,998円

（出典）北海道「平成30年北海道胆振東部地震災害に係る義援金について」より

表 義援金の配分日程

	送金日	配分額
第5次配分(最終)	令和2年6月10日	16億11万2,998円
第4次配分の追加配分(3回目)	令和2年2月28日	300万円
第4次配分の追加配分(2回目)	令和2年1月31日	400万円
第4次配分の追加配分(1回目)	令和元年12月25日	1,700万円
第4次配分	令和元年11月29日	1,050万円
第3次配分の追加配分(4回目)	令和元年9月30日	6億1,240万円
第3次配分の追加配分(3回目)	令和元年8月30日	2億1,450万円
第3次配分の追加配分(2回目)	令和元年7月31日	8,520万円
第3次配分の追加配分(1回目)	令和元年6月24日	6,830万円
第3次配分	令和元年5月20日	16億3,853万円
第2次配分の追加配分(3回目)	平成31年4月10日	4,742万円
第2次配分の追加配分(2回目)	平成31年2月22日	9,206万円
第2次配分の追加配分	平成30年1月11日	4億812万円
第2次配分	平成30年11月12日	8億7,358万円
第1次配分	平成30年10月10日	3,015万円

（出典）北海道「平成30年北海道胆振東部地震災害に係る義援金について」より

【20180228】義援金の受付・配分（札幌市）

○災害義援金の配分の流れ

- ・ 北海道災害義援金配分委員会から配分される災害義援金と、札幌市が独自で受け付けた災害義援金を合わせたものを原資として、被災された方々の申請に基づき、配分を行った。

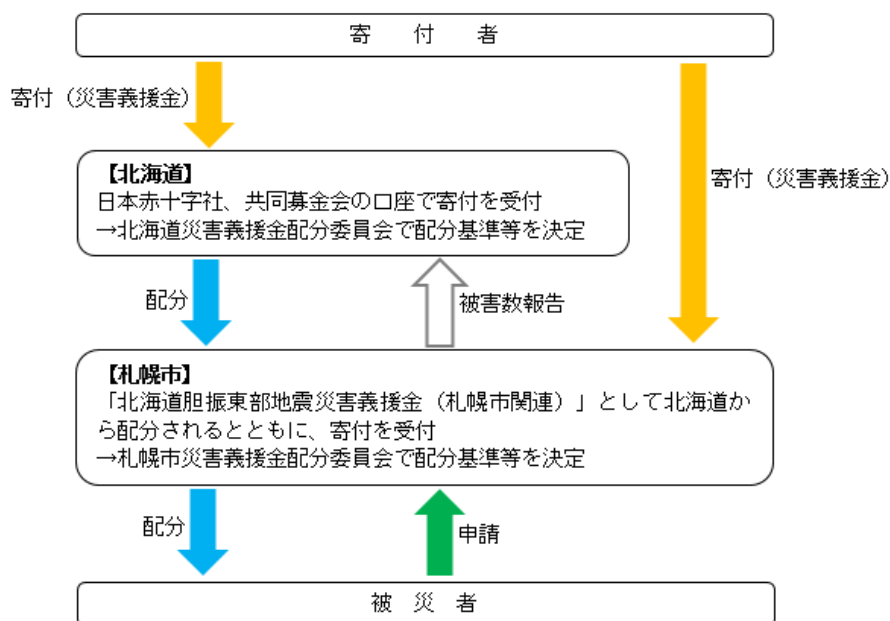


図 災害義援金の配分の流れ

（出典）札幌市「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の配分について」より

○災害義援金の配分額

- 一部損壊区分における令和元年9月以降の申請受理分については、配分額が見直しとなった。

表 災害義援金の配分額

区分	第三次配分(第二次配分までを含む)			配分対象 件数		
	対象		配分額			
人的被害	死亡者	当該地震により死亡した者の遺族(災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定める災害弔慰金の支給対象者)		150万円	3件	
	重傷者	当該地震によって負傷し、1か月以上の医師の治療を受け、又は受ける必要がある方		50万円	34件	
住家被害	全壊	り災証明書により住家が「全壊」の判定を受けた世帯		150万円	107件	
	大規模半壊	り災証明書により住家が「大規模半壊」の判定を受けた世帯		100万円	145件	
	半壊	り災証明書により住家が「半壊」の判定を受けた世帯		80万円	676件	
	一部損壊	り災証明書により住家が「一部損壊」の判定を受けた世帯のうち、	50万円以上の修理あり世帯	従来(見直し前)	30万円	9,991件
				見直し後(令和元年9月以降申請受理分)	13万1,031円	1,548件
			50万円以上の修理なし世帯	従来(見直し前)	10万円	1,274件
見直し後(令和元年9月以降申請受理分)				5万6,414円	28,779件	

(出典) 札幌市「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の配分について」より

【20180229】義援金の受付・配分(厚真町)

○町配分の義援金

- 厚真町において、人的被害及び住家被害を受けた方が対象となった。
- 受入額は、882,852千円となった。

表 義援金の配分表

分類	対象となる方	配分金額	対象
人的被害	①死亡された方	50万円/1人	災害死、関連死認定
	②死亡された方	15万円/1人	災害弔慰金において、死亡者(関連死を含む)と認定されなかった方で避難所または仮設住宅で生活し亡くなった方(平成31年3月31日までの期間に限る)
	③重傷を負われた方	10万円/1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けたもの(医師の診断書が必要)
住家被害	④住家が「全壊」した家屋	50万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が全壊(自己所有居住者)
	同上	9万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が全壊(借家居住者借主)
	⑤住家が「大規模半壊」した家屋	40万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が大規模半壊(自己所有居住)
	同上	9万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が大規模半壊(借家居住者借主)
	⑥住家が「半壊」した家屋	40万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が半壊(自己所有居住)
	同上	9万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が半壊(借家居住者借主)

	⑦半壊に至らない家屋 (家財被害を含む)	15万円/1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住、及び震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住
	同上	7万円/1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が借家居住者借主、及び震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が借家居住者借主
住宅再建	⑧住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」した世帯で住宅を新築または購入した場合	120万円/1家屋	厚真町内において建設、購入の場合(契約書か請求書要)
住宅修繕	⑨全壊、大規模半壊、半壊の住宅を修繕した場合	60万円/1家屋	・外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気配線工事、水道配管工事などの修繕費用が1万円以上の場合 ※1 家財、物置、舗装工事、外構工事などは対象外。 ※2 被災住宅応急修理の支給を受けている方は、その分を費用から控除して算定します。 ※3 支給額は万円未満切り捨てとなります。
	⑩一部損壊の住宅を修繕した場合	30万円/1家屋	同上
その他	⑪各自治会のコミュニティ維持再建等	100万円/1自治会	町内34自治会
宅地修繕	⑫災害程度を問わず	上限10万円	宅地の流入や土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用が1万円以上の場合

(出典) 厚真町「義援金について」より

○道配分の義援金

表 義援金の配分表

	被害区分	配分金額	対象
人的被害	①死亡者	100万円/1人	災害死、関連死認定
	③重傷者	50万円/1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けたもの(医師の診断書が必要)
住家被害	④全壊	100万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が全壊(家屋の自己所有居住者または、借家居住借主)
	⑥半壊 (大規模半壊の方も含む)	50万円/1家屋	り災証明書(り災者区分が物件居住者)が大規模半壊・半壊(家屋の自己所有居住者または、借家居住借主)
	⑦一部損壊 (半壊に至らない方も含む)	10万円/1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住または借家居住借主及び震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住または借家居住借主

(出典) 厚真町「義援金について」より

【20180230】義援金の受付・配分（安平町）

○被害区分と配分基準

表 被害区分と配分基準

分類	被害区分	配分基準
人的被害	死亡者	100万円/1人
	重傷者	30万円/1人
住家被害	全壊（自己所有）	100万円/1家屋
	全壊（借家）	85万円/1家屋
	大規模半壊（自己所有）	50万円/1家屋
	大規模半壊（借家）	40万円/1家屋
	半壊（自己所有）	40万円/1家屋
	半壊（借家）	40万円/1家屋
	一部損壊（自己所有）	5万円/1家屋
	一部損壊（借家）	2.5万円/1家屋
	長期避難世帯で一部損壊（自己所有・借家）	37万円/1家屋
	長期避難世帯で無被害（自己所有・借家）	35万円/1家屋
	無被害	1万円/1家屋

（出典）安平町「義援金」より

【20180231】義援金の受付・配分（むかわ町）

- ・ むかわ町災害義援金（第1次＋第2次）及び北海道災害義援金（第1次＋第2次＋第3次配分）が配分された。

表 むかわ町災害義援金（第1次配分）

被害区分	配分基準	備考
住宅に被害があった場合（り災証明の交付を受けた世帯）		
住家被害	全壊	15万円/1世帯 り災証明（り災者区分が物件居住者）が全壊
	大規模半壊	8万円/1世帯 り災証明（り災者区分が物件居住者）が大規模半壊
	半壊	5万円/1世帯 り災証明（り災者区分が物件居住者）が半壊
半壊に満たない世帯（上記以外の世帯、罹災証明の添付不要）		
単身世帯	1.5万円/1世帯	震災時点（9月6日）で住民票がある世帯または、本町での居住実態が確認できる世帯
複数世帯	3万円/1世帯	

（出典）厚真町「災害義援金について」より

表 むかわ町災害義援金（第2次配分）

区分	配分基準	対象数
鶴川地区	7,500円/1世帯	2,766世帯
穂別地区	7,500円/1世帯	1,398世帯
自治会・町内会	10万円/1件	54件

（出典）厚真町「災害義援金について」より

(8) 公的サービス等の回復

【20180232】学校教育施設の再建（安平町）

○早来中学校の再建事業の検討体制

- ・ 安平町では、早来中学校再建に係る基本計画を策定するために、安平町町民参加基本条例に則り、関係する3小学校（安平小・遠浅小・早来小）と早来中学校、はやきた子ども園の学校運営協議会から成る「安平町早来中学校の再建に関する合同学校運営協議会」を教育長の諮問委員会とした。
- ・ また、町民や学校関係者の意見・要望を広く確認するために、町民の自由参加が可能な「新しい学校を考える会」と3小学校と早来中学校の代表者で構成された教職員検討会を開催した。

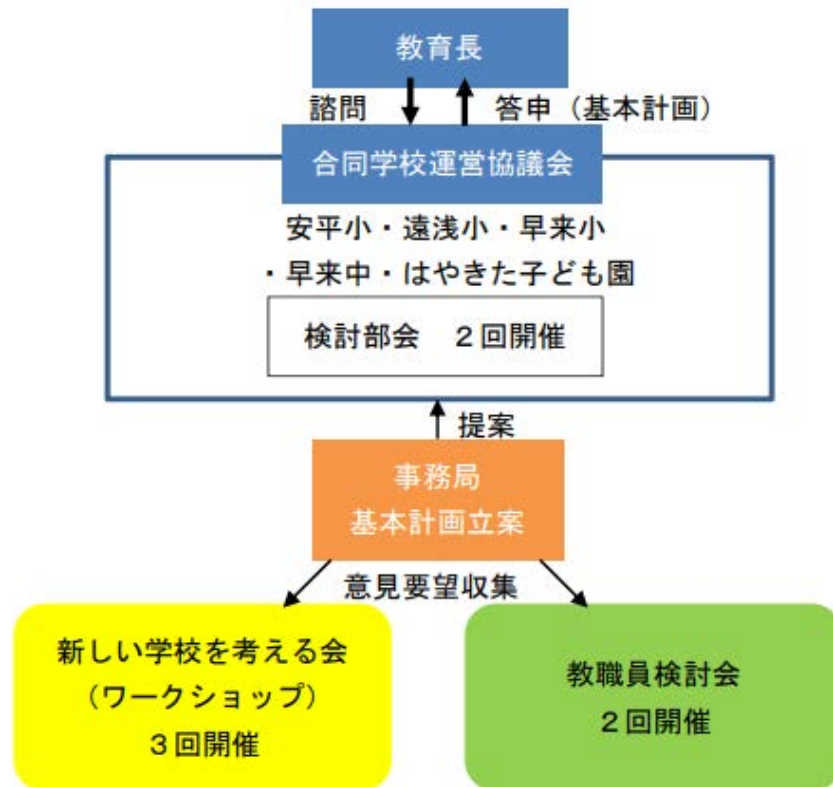


図 検討体制

(出典) 安平町教育委員会事務局「安平町立早来中学校再建事業基本計画」より

○早来中学校の状況

- ・ 早来中学校は校舎及びグラウンドに大きな被害を受けた。その後、町民センターを仮校舎として教育活動を再開、平成31年1月から仮設校舎で学校生活を送っている。

○校舎の再建

- ・ 校舎及びグラウンドに加え地盤にも被害があり、同じ場所での再建は困難なことから、町内の別な場所に新築校舎を建設することとなった。

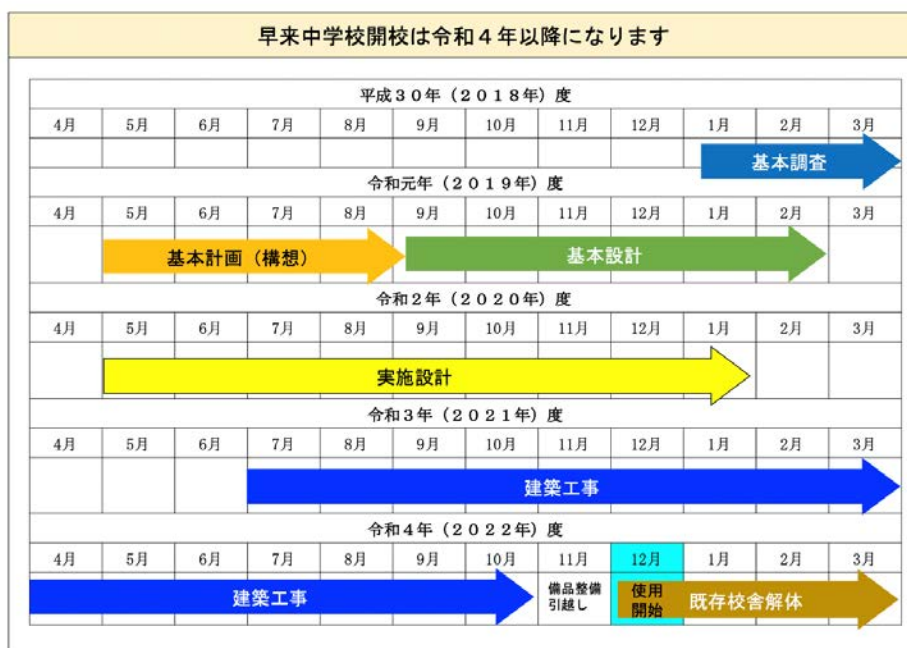


図 建設スケジュール

(出典) 安平町「早来中学校の再建について」より

○企業版ふるさと納税の活用

- ・ 早来中学校の再建に向けた費用の一部に企業版ふるさと納税を活用すべく、地域再生計画『未来へつながる復興まちづくりプロジェクト』の認定を受けた。
- ・ 町内に本社を置かない企業が、国からの認定を受けた地域再生計画(地方創生プロジェクト)に賛同し寄附を行った場合に、寄附額の9割を上限に法人関係税等の控除が受けられる。
- ・ 寄附を行う企業にとっては、税制上の優遇措置を受けられるほか、社会貢献や新事業展開、パートナーシップの構築などのメリットがある。

(9) 公共土木施設等の災害復旧

【20180233】森林崩壊の事前対策（北海道）

- ・ 北海道胆振東部地震を教訓として、森林崩壊の事前対策に注力して実施するに至った。
- ・ 特に対策を要する箇所を「防災対策重点実施箇所」として、中期計画に基づき6年以内に事業着手し、効果的な事前防災対策を推進している。また、喫緊な対策を要しない箇所を「減災対策重点実施箇所」として、中期計画に基づき山地災害危険地区看板を3年以内に設置し、地域住民の防災意識の向上や山地災害発生時の的確な行動を促進するほか、斜面状況の経過観測をするなど減災対策を行い、復興作業の効率化を図っている。

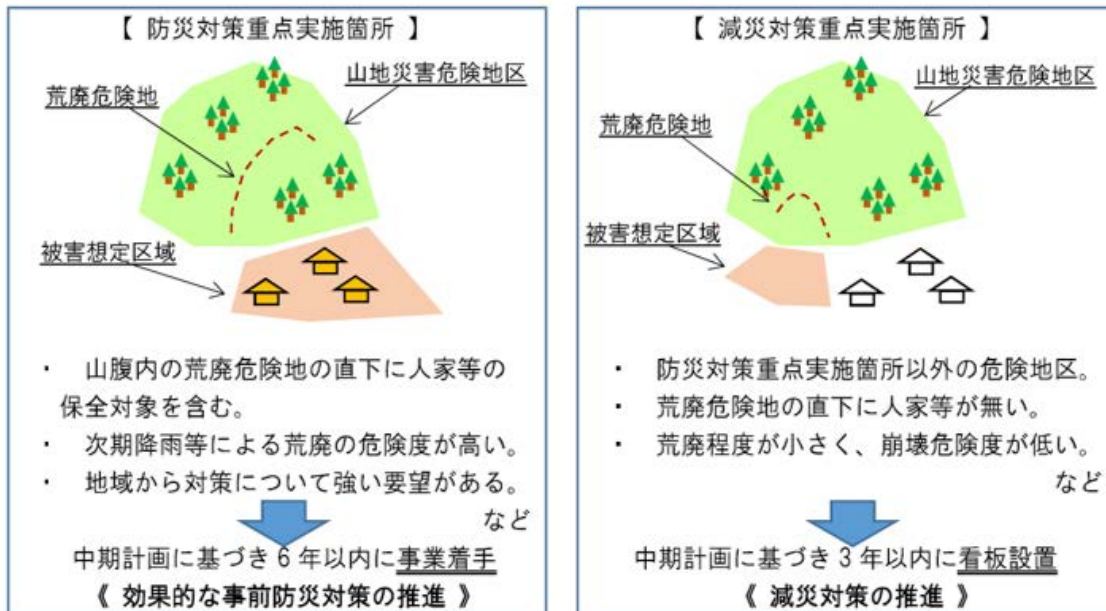


図 事前防災・重点実施箇所参照

(出典) 北海道水産林務部治山「山地災害危険地区における事前防災・減災重点対策中期計画 (R2～R7) より

【20180234】 国の直轄砂防事業の実施（厚真町）

- ・ 厚真町を中心に発生した土砂災害に対し、新たに国直轄で土砂災害対策を推進することから、平成30年10月2日に「厚真川水系土砂災害復旧事業所」を設置し、平成31年4月1日に「厚真川水系砂防事業所」へ改編し、体制を強化した。
- ・ 大規模な河道閉塞が発生した日高幌内川及び大規模な山腹崩壊が発生したチケッペ川・東和川では、令和元年7月末に応急的な対策を完了し、引き続き、河道内に堆積した不安定土砂等の再移動による二次災害の防止を図るため、施設の恒久化対策に着手した。



図 主な被害内容

(出典) 国土交通省北海道局「北海道局復興・強靱化推進本部の取組状況について」より

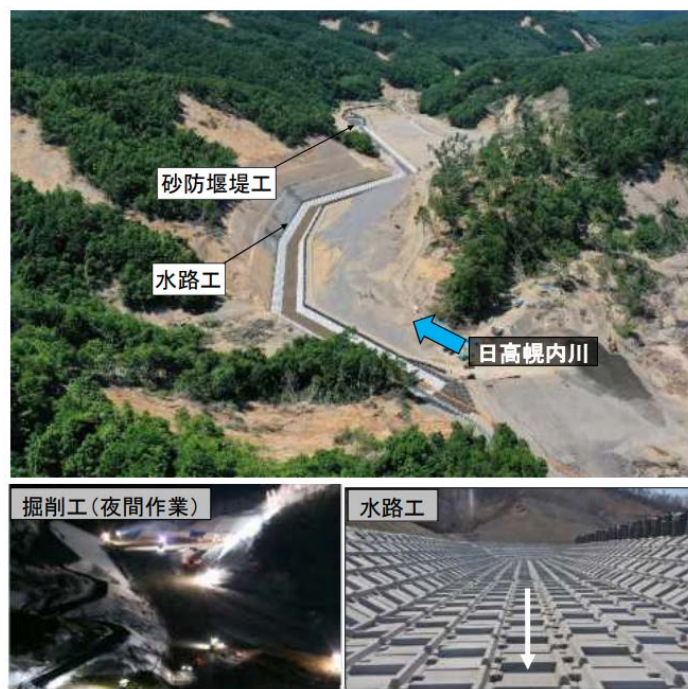


図 復旧状況

(出典) 国土交通省北海道局「北海道局復興・強靱化推進本部の取組状況について」より

【20180235】避難所運営ゲームの導入（厚真町）

- ・ 厚真町災害対策本部は、発災直後より順次避難所を開設し、9月7日には最大で住民の4分の1にあたる1,118名の避難を受け入れた。住民の4分の1という非常に多くの方が避難することができたのは、厚真町が平時から効率的な避難所運営の準備を行っていた成果の一つである。
- ・ 発災直後に迅速な避難所運営が実現したのは、事前に行っていたHUG(避難所運営ゲーム)などの研修が影響している。この研修を通して、町民は災害時に起こりうる事態を事前の知識として理解・習得しており、災害発生時にはその知識が役立った。厚真町では、平成27年度に町の職員と有志の町民とで厚真町版HUGを作成していた。今後、厚真版HUGを活用した避難所運営マニュアルの策定にも着手する予定である。
- ・ また、事前に行っていた避難所連絡会議も有効であった。特に、災害時の情報共有、ニーズの把握、各避難所におけるサービス格差防止という面で非常に有用だった。

(10) 都市基盤施設の復興

【20180236】港湾施設の復旧（苫小牧市）

- ・ 苫小牧港では最大震度7の地震により、荷さばき地の液状化、係留施設の法線変位や段差・隙間、臨港道路の亀裂など港湾施設への被害が発生した。
- ・ 港湾における物流機能の回復を図るため、速やかに仮復旧を実施し、本復旧に向け、災害復旧工事を実施した。苫小牧東部にあるコンテナターミナルでは、液状化に伴う地盤の隆起や陥没が発生。港湾管理者である苫小牧港管理組合は、ターミナル機能の早期復旧を目指し、災害協定に基づく地元建設会社の協力のもと、発災の4～5日後には仮復旧を完了した。



コンテナヤードの液状化



係留施設の法線変位

上部工とエプロンの間に
隙間と段差

図 主な被害内容

(出典) 国土交通省北海道局「北海道局復興・強硬化推進本部の取組状況について」より

- ・ また、地震によって苫小牧港東部には液状化が発生した。苫小牧市と港の管理組合（苫小牧港管理組合）との間で逐一連絡を取り合い、早期復旧に向けて動いた結果、発災の4～5日後にはコンテナターミナル機能の仮復旧が完了した。

【20180237】 停電時の充電サービスの提供（札幌市）

- ・ 多くの市民にとって、発生した地震による建物倒壊等の被害に加え、停電による生活への影響が大きく、なかでも、携帯電話等の充電に関するニーズは高いものだった。札幌市役所本庁舎では、平時から確保していた非常用自家発電(約3日分の稼働が可能)を活用し、無料の充電用電源として市民へ開放した。また、燃料電池自動車を活用した充電サービスも実施した。
- ・ 停電によってテレビを見ることができないことから、情報の入手手段としてスマホ・携帯電話の充電需要が高まり、充電サービスを実施するに至った。
- ・ 少しでも多くの住民に充電してもらう為「1人30分」という時間制限を設けた。ルールの徹底を強化する必要から、サービス実施の2日目以降は「30分の入れ替え制」として対応を行った。
- ・ 災害後に新しく行った対策として、地方石油業協同組合との燃料の供給に関する協定を見直した。このほかにも、小中学校等の避難所に可搬型の小型発電機を設置、民間施設に非常用発電設備の設置・更新に係る費用補助制度確立等の防災対策を推進するなど、停電時の対応強化を図っている。



図 札幌市が提供したスマホ充電サービス

(出典) 札幌市危機管理対策室

(11) 中小企業の再建

【20180238】仮施設整備支援事業（厚真町・安平町・むかわ町）

- ・ 被災した事業者の事業再開を支援するため、被災市町村向けに、中小機構が仮設店舗整備へ助成を実施した。
- ・ また、中小機構が仮設店舗整備に関する技術面、運営面の助言も行った。
 - 安平町早来地区仮施設設：3事業者（新聞販売業、司法書士、菓子製造販売業）
 - 厚真町京町地区仮施設設：4事業者（雑貨輸出業、飲食業、マッサージ業×2）
 - むかわ町鶴川地区仮施設設：3事業者（家具小売業、電器器具小売業、新聞・たいてき販売業）



安平町早来地区仮施設設



厚真町京町地区仮施設設



むかわ町鶴川地区仮施設設

図 仮設店舗

(出典) 中小機構「平成30年北海道胆振東部地震災害に関する支援 仮設店舗整備への助成」より

(12) 農林漁業の再建

【20180239】国の直轄災害復旧事業の実施（厚真町）

- ・ 厚真町では、勇払東部地区ほか3地区のダムや用水施設などで甚大な被害が発生し、国の直轄災害復旧事業に着手した。
- ・ 特に被害の大きかった勇払東部地区では、災害が発生した年の営農に影響が生じないように、撤去を予定していた取水施設や被災した水路の応急復旧等により暫定的な用水を確保するとともに、北海道や町等と連携し、農地・農業水利施設の復旧を推進した。

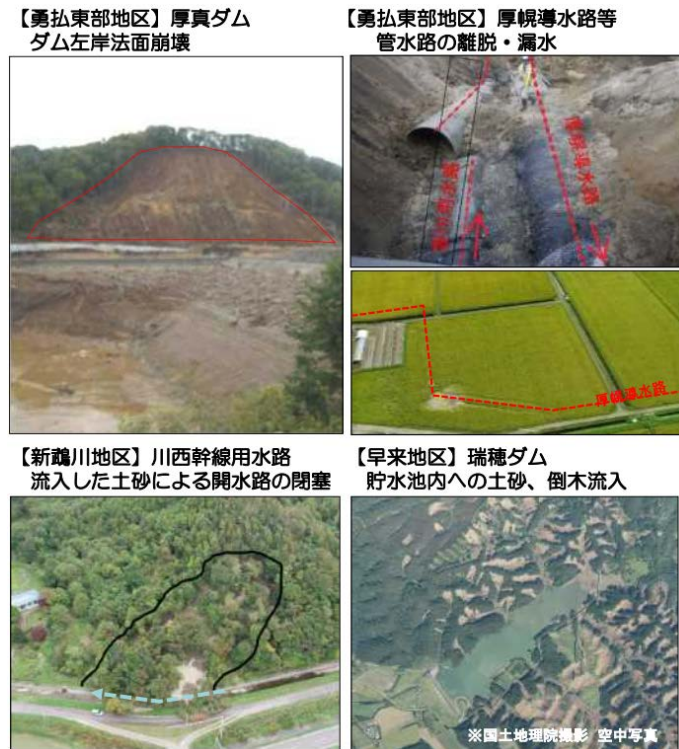


図 主な被害内容

(出典) 国土交通省北海道局「北海道局復興・強靱化推進本部の取組状況について」より



図 復旧状況

(出典) 国土交通省北海道局「北海道局復興・強靱化推進本部の取組状況について」より

